利根川水運に限っても、

山田武麿氏、手塚良徳氏らの先駆的業績を

駄賃馬稼ぎと耕作船

―近世中後期における利根川水運の変質をめぐって―

わゆる「香取の海」に属する水域、利根川中下流から霞ヶ浦、北浦 氏'本稿は、本館グループ研究「香取の海と民衆」の一環として、い 踏

ける利根川水運の変質を駄賃馬稼ぎ層と耕作船の動向を中心に考察おもに近世を中心に再検討した結果の一部であり、近世中後期におおよび手賀沼、印旛沼などの周辺湖沼などにおける水運の展開を、

したものである。

究を継承し農民的商品流通の発展を検証する方法として推進された。 かなる社会経済構造によって補完する社会であったかを明らかにするという観点から、従来の商業史研究を越えた流通史研究の必要性が指摘された。一方、戦後の近世水運史研究も、古島敏雄氏らの研が指摘された。一方、戦後の近世農村史研究の方法的限界を指摘し、幕藩体ところで、戦後の近世農村史研究の方法的限界を指摘し、幕藩体

統制政策を明らかにされた丹治健蔵氏らの業績がある。氏、境河岸を中心とする商品流通を詳細に分析し、また幕府の川船踏まえて、幕府の河岸場統制政策の展開を中心に検討された川名登

内

田

龍

哉

「シンポジウム常陸の道」第三回 題 史に留まらず、生き生きとした社会像を描く手段にまで高められて であり、とりわけ東国中世史の分野において、水運史研究が一部門 に留まらず、土俗信仰、寺社勢力、政治権力とも関わる貴重な内容 れの報告内容は、単に各時代の水運そのものの動向を検証すること 草加市において地方史研究協議会第四三回大会が開催され、 史研究の見直しが盛んになった、たとえば、平成四年十月、 いることがうかがわれた。 これらの先行研究を受けて、近年、利根川流域を対象をする水運 「河川-境界と交流-」のもとに八本の報告が行われた。 また、筑波大学常総地域史研究会主催の (平成二年三月)、第四回 (平成三 埼玉県 それぞ 共通論

本の貴重な報告が得られた。(5)年四月)でも「常陸の水運」がテーマとされ、古代から近代まで六年四月)でも「常陸の水運」がテーマとされ、古代から近代まで六

強調した点で大きな成果が得られたといえよう。強調した点で大きな成果が得られたといえよう。不可定場、在方市、河岸場集落、船乗りの信仰などに関する報告が行われ、流れ、高、平成元年五月十三日十四日、千葉経済大学で交通史研究会第われた。各報告では、利根川水運そのものに関わるもののほか、漁業、在方市、河岸場集落、船乗りの信仰などに関する報告が行われ、漁業、在方市、河岸場集落、船乗りの信仰などに関する報告が行われ、漁業、在方市、河岸場集落、船乗りの信仰などに関する報告が行われ、漁工では、大きな成果が得られたといえよう。

の変質をめぐって、残された課題を若干整理してみたい。川における水運史研究の主要な課題であった、水運を担う基礎構造このような水運史研究の展開を検討する中で、本稿では中下利根

注目し、その過程で在地の農業船統制について言及した。設定に注目し、丹治氏は幕府川船役所による川船統制政策の展開にいて、川名氏は政策基調の立場から幕府勘定所による河岸問屋株の保期以降新道新河岸行為をめぐる争論が頻発している。この点につ川名、丹治両氏がすでに指摘されたとおり、利根川流域では、享

料を利用して政策展開の背景と実態にせまることが可能になった。ところで、今日では自治体市編纂事業などの普及により、村方史

利根川筋と周辺村落を事例として検討してゆく。 質をもたらした零細な運輸業者、駄賃馬稼ぎと耕作船の動向を、中倒をもたらした零細な運輸業者、駄賃馬稼ぎと耕作船の動向を、中そこで、以下では、近世中後期の利根川水運をめぐる基礎構造の変

新道新河岸と駄賃馬稼ぎ層

出名氏が指摘されたように、農民的商品流通の発展を反映して、川名氏が指摘されたように、農民的商品流通の発展を反映して、ます。

で三百八拾三石あまりと比較的小規模の村落であった。稲垣氏、駒井氏の二給とされ、以後幕末に至る。村高は、元禄郷帳位置する。近世初期に旗本一色氏領となり、次いで寛永年間からは瀬戸河岸こと下総国葛飾郡瀬戸村は、現在の野田市域の東南角に

の争論の時点では、すでに鬼怒川筋からの奥筋荷物を水揚げしぎを始めた時期は定かでないが、つぎに紹介する享保五年(一七二この瀬戸村が利根川からの荷物水揚げと江戸川筋への付け越し稼

れ

よれば、 いる。 国猿嶋郡境河岸で再び船積みすべきものとされていた。 経由で奥羽北関東方面から江戸へ送る荷物で、本来は鬼怒川中流の 猿嶋郡境河岸にいたる経路で、このときの付け越し荷物とは鬼怒川 送量が減少したため、 上山川河岸山王河岸でいったん水揚げして、境通りを継送し、 及び山王河岸から結城郡大木町、 百姓作兵衛は新河岸を取り立て、奥筋諸荷物を江戸川筋へ付け越し ていたことが判明する。この年、 に訴えられた。 たとして、 瀬戸村ほかの新河岸が水揚げしたことで境通りへの物資回 境河岸問屋を含む境通り馬継七ケ宿から領主稲垣氏あて この境通り馬継七ケ宿とは鬼怒川左岸の上山川河岸 公儀伝馬役を勤める上の障りになったとして 諸川町、仁連町、 瀬戸村名主平内と隣村の三ツ堀村 谷貝町宿を経て 境通り側に 下総

論の結果、 往還河岸である布施河岸の御用の障りになっているという。この争 在の荷物と偽って水揚げし江戸川筋へ付け越しており、古来よりの 側によれば、 右衛門らからも新河岸行為を幕府代官にあて訴えられた。布施河岸 揚げと付け越しを禁止されたが、翌年には下流の布施河岸の荷宿善 に関連して後背地の村々の興味深い動きが明らかになっている。 このとき瀬戸村は、稲垣氏により鬼怒川筋からの積下げ荷物の水 瀬戸村はまたも付け越し稼ぎを認められなかったが、こ 瀬戸村は「常陸、 下野、 奥州筋之往来江戸荷物」を近

> (史料一) 享保六年七月「(瀬戸河岸より荷物付越しにつき)覚_

覚

此度稲垣三左衛門様御知行所瀬戸村と其村新河岸新道出入ニ被取 結候、 候、 論 歩行荷物ニ而茂一切携申間敷由御役所より被仰渡、証文差上申 其村往還へ掛り候荷物之由ニ候条弥携不申候、為念如斯ニ候 依之右瀬戸村新かしより揚候荷物当村之者共付送候儀ハ勿

以上

享保六年丑七月

名主 伝左衛門 西深井下谷新田

同 徳右衛門

組頭 善左衛門

宇右衛門

甚 兵 衛

仁 兵 衛

同 同 同

布 組 名施 村 頭主

中

享保六年七月「(瀬戸河岸より荷物付け越しにつき)差

上申一札之事」

差上申一札之事

隣郷瀬戸村と布施村河岸出入ニ取結申候ニ付、右瀬戸村より送り荷 旨被仰渡候、相背蜜々ニも取扱候義後日ニ相知候共、急度越度ニ可 物何方江成共一切付越申間敷旨奉畏候、 尤歩行荷物ニ而も同前之

享保六年丑七月

被仰付之旨奉承知候、

以上

西深井村下谷新田

組名頭主

組名頭主

西深井村

組名頭主

東深井村

大青田村

組名頭主

石

人数六百三十三人(うち男三百十二人)に対して駄馬百十二頭

鈴木勘蔵様

しの近隣村々の者が駄賃馬稼ぎや歩行というかたちで関係したので 新河岸行為の背後には、 で水揚げされた諸荷物を付け越していることがわかる。このように、(m) 川縁の山高野村から江戸川縁の西深井村に至る村々の者が瀬戸河岸 右の二点の史料によれば、 新河岸を取り立てた村のみでなく、付け越 瀬戸村の新河岸行為に関連して、 利根

ある。 ところで、〈表1〉は瀬戸村、 布施河岸などを起点とする付け越し

りわけ、 帯の状況と考えるには過剰な馬数を保有していることが分かる。と 「駄馬」と明記されている。 また、花野井村の場合も村高二百二十八(三) 当たり馬一頭という割合で馬を所有しており、これは村明細帳にも の判明する事例を整理したものである。これによれば、主穀生産地 ルートの周辺にあたる村々のうち、近世中期において村高人数馬数 瀬戸村の新河岸行為にも参加している東深井村では高十石

三ツ堀村

組名頭主

山高野村

組名頭主

賃馬稼ぎのため、購入した馬を酷使していることが判明する。四〜五年と短期間であるためで、付け越し荷物の引き受けによる駄方で村方の困窮にも関わらず、村全体では年間に金十二両の馬代金、方で村方の困窮にも関わらず、村全体では年間に金十二両の馬代金、をはじめとして年間延べ三百六十疋の馬役を勤めているが、その一をはじめとして年間延べ三百六十疋の馬役を勤めているが、その一をはじめとして年間延べ三百六十疋の馬役を勤めているが、その一をはじめとして年間延べ三百六十疋の馬役を勤めているが、その一次の関連を関係を

するという表現にも伺われる。

ている。
しによる駄賃馬稼ぎが有利な農外収入の機会であったことを意味ししによる駄賃馬稼ぎが有利な農外収入の機会であったことを意味しでは多数の駄馬を所有している。このような各村の状況は、付け越以上、〈表1〉に沿って概観したように、付け越しルート周辺の村々以上、〈表1〉に沿って概観したように、付け越しルート周辺の村々

された河岸問屋株の設定から漏れるという状況の中で、手賀沼干拓 が大力と同様の新河岸行為を繰り返しており、明和安永年間に実施 が大力と同様の新河岸行為を繰り返しており、明和安永年間に実施 が大力と同様の新河岸行為を繰り返しており、明和安永年間に実施 が大手と新田千五六百町歩取り立てにかかる御普請入用金の一部と が大手と新田千五六百町歩取り立てにかかる御普請入用金の一部と が大手にかたって、手賀沼の干 で下利根川通船諸荷物を付け越し、その利益をもって、手賀沼の干 で下利根川通船諸荷物を付け越し、その利益をもって、手賀沼の干 で下利根川通船諸荷物を付け越し、その利益をもって、手賀沼の干 で下利根川通船諸荷物を付け越し、その利益をもって、手賀沼の干 が大力と同様の新河岸行為を繰り返しており、明和安永年間に実施 でれは、次の事件からもうかがわれる。天明五年(一七八六)七

第江戸川江」付け越すとし、既存河岸の権益を損ねない範囲で実施そのことは、願書のなかで「下利根川通船諸荷物川支之節々相対次事業と結び付けることで新河岸行為の公認をもとめたものであろう。

ところで、この計画を模倣し一部改変したものであった。 ところで、この計画には、それに先行する同様のものが存在した。 を取り立て、今後十八年にわたって「奥州常陸下野下総」からの荷を取り立て、今後十八年にわたって「奥州常陸下野下総」からの荷を取り立て、今後十八年にわたって「奥州常陸下野下総」からの荷を取り立てるというものであった。この計画は既存河岸の障りとなるため許可されなかったようであるが、さきの船戸村扇蔵の付け越るため許可されなかったようであるが、さきの船戸村扇蔵の付け越るため許可されなかったようであるが、さきの船戸村扇蔵の付け越るため許可されなかったようであるが、さきの船戸村扇蔵の付け越るため許可されなかったようであるが、さきの船戸村扇蔵の付け越るため許可されなかったようであるが、さきの船戸村扇蔵の付け越るため許可されなかったようであるが、さきの船戸村扇蔵の付け越るため許可されなかったようであるが、さきの船戸村扇蔵の付け越るため許可されなかったようであるが、さきの船戸村扇蔵の付け越るため許可されなかったようであるが、さかの前側には、それに先行する同様のものが存在した。

三点を意味しているといえよう。 年の一件について指摘されたように、①天明期における関宿周辺の年の一件について指摘されたように、①天明期における関宿周辺のに配が利根川の渇水のために非常に困難であったこと、②荷物付越のであった。

な周辺農村に多数の駄馬を所有させるに至った背景にひとつである右のような外的な条件も、さきに〈表1〉によって指摘したよう

表1 葛飾郡村内の馬(野田・流山・柏市域)

No.	村 名	年 月	村高	人 数	馬数	備考
1	今 上	宝暦10	563	872	0	
2	今上村新田	文化 2	563	789	0	幕領
3	東深井	寛保元	281	298	29	
4	三ケ尻	慶応 2	288	177	20	
5	三ツ堀	寛保1,6	308	534	83	駿河田中藩領
6	長崎	元禄 2 , 6 元文 4 , 9	37 37	40	4 2	幕領
7	鰭ケ崎	宝永 5, 10 寛保 1, 6 文化 6, 6	512 512 —	350 306 345	27 22 16	駿河田中藩領
8	野々下	宝暦10, 7 天保8,1	— 153	44 45	1 3	後藤氏知行所
9	加	寛保1,6	366	377	26	
10	東深井	寛保1,6	281	298	29	「荷馬」とあり
11	西深井	寛保1,6	415	499	44	駿河田中藩領
12	同 下谷新田	寛保1,6	901	331	5	幕領
13	古間木	宝暦12, 3	67	51	3	
14	駒木新田	寛保3,8 文化2,2	70 70	162 131	8 7	幕領
15	十太夫新田	文化2,2	69	58	2	幕領
16	上新宿	天保14, 6	78	131	5	永田氏知行所
17	前ケ崎	天保14, 6	340	111	14	太田氏知行所
18	大青田	寛保1,6	593	515	50	駿河田中藩領
19	小青田	寛保1,6 文化6,6	52 —	161 134	25 17	駿河田中藩領
20	大室	寛保1,6	278	545	50	駿河田中藩領
21	正蓮寺	寛保1,6	36	65	9	駿河田中藩領
22	高野	寛保1,6	92	144	19	駿河田中藩領
23	花野井	寛保 1 , 6 天保14, 6	228 228	633 604	112 83	駿河田中藩領
24	宿蓮寺	宝永5,17	115	68	7	
25	高田	宝永 5 , 17	164	229	40	駿河田中藩領

⁽注1) 典拠は、『柏市史資料編』『流山市史資料集』各巻及び各史料所蔵者。

⁽注2) 村高は、単位=石(1石未満切捨て)

なる存在であったのかという点こそが重要な問題点である。稼ぎ層を発達せしめたのか、言いかえるならば、彼らが村内のいかが、その一方で周辺村落の内部におけるいかなる構造変化が駄賃馬

岸争論の起こしている。 にのことを検討するため、一例として下総国葛飾郡大室村をあげ にのことを検討するため、一例として下総国葛飾郡大室村をあげ にのことを検討するため、一例として下総国葛飾郡大室村をあげ

があり、馬の所有が必ずしも上層農民に偏っていないことが分かる。 層農民ほど密ではないものの、 を占めている。 すべてが馬を所有し、その馬数合計は百頭で総馬数の43パーセント 細農民とに分化していることが分かる。この内、 未満層が20軒、 以上三石未満層が45パーセントと半数近くを占め、さらに持高 有の関係を示したものである。これによれば、 次に、こういった状況を踏まえて、 〈表2〉は、 持高五石未満層が総家数の8パーセントで、中でも持高 18パーセントを数えるなど、一部上層農民と一般零 同村における天明六年四月の持高別階層構成と馬所 一方、持高五石未満層でも馬数百十頭を所有し、 零細農民層の中にも馬を所有する家 個々の農民の馬所有のあり方 当時の家数百七軒の 持高五石以上層の 石 石 上

表2 大室村の持高別階層構成と馬所有の関係

持高別区分	家 数 (軒)	構成比 (%)	馬所有 軒数(軒)	階層内 所有率 (%)	階層別 構成比 (%)
10石以上	8	20	8	100	43
9 石~10石	2		2		
8石~9石	2		2		
7石~8石	6		6		
6石~7石	1		1		
5石~6石	2		2		
4 石~ 5 石	9	17	8	83	31
3 石~ 4 石	9	17	7		
2 石~ 3 石	12	45	6	27	26
1石~2石	36	45	7	21	
0 石以上~1 石未満	21	18	0	0	0
合 計	107		49		

(出典) 注(11) に同じ。構成比等は概数。

い彦左衛門家の事例を紹介しよう。(窓) を見てみたい。そこで、上層農民と零細農民の馬所有の具体例とし 馬所有農家の中で最も持高の多い甚右衛門家と最も持高の少な 見 見

大室村甚右衛門家の事例

高三拾六石弐斗五升四合

甚右衛門 三拾七才

頭

此訳

此反別七町八反壱畝廿一歩

上 畑 四畝三歩

中 畑 壱反八畝廿七歩

田 田

壱反八畝三歩

五畝拾五歩

田

壱町三反八畝三歩 下 畑 三畝拾弐歩

壱町壱反九畝歩 新 上 畑 弐反七畝拾五歩

外

同下々田

壱町四反三畝三歩

同

中

畑

壱反八畝廿壱歩

新 下 下 中 上

下

田 田

々

八反弐畝廿七歩

下

々

畑

壱反弐畝廿七歩

流 作 田 壱反壱畝拾五歩

百 畑 三反八畝歩

同 下 畑 壱町壱反廿一歩

芝 畑 山 弐反三畝廿七歩 八畝廿七歩

持 日

屋 同下々畑 敷 七畝六歩 七反壱畝廿七歩

すがい中ノ台

取 畑 壱反弐畝廿七歩 見

取 畑

城腰山

取 田 三畝歩

> 匹 壁

拾九歩

三反四畝六歩

天野山城守樣御知行所駒木村平兵衛娘 井沢播磨守様御知行所前ケ崎村半左衛門娘

母 女房

三拾弐才 五拾五才

男子茂吉 女子もよ

九才 六才

是ハ手前ニ罷有候

是ハ手前ニ罷有候

三人女 弐人男 馬三疋

〆五人内

下男三人

下女弐人

ものと考えられる。 交えた相当規模の手作り経営と考えられ、 している。 かに妻、母、 の大半は下級田畑である。これに対して、家族構成は甚右衛門のほ 甚右衛門家の持高は三十六石あまり、反別は七町八反ほどで、そ 同家の具体的な経営内容は明らかではないが、 幼年の一男一女に奉公人五名からなり、馬は三頭所有 馬所有もそれに関連した 奉公人を

高壱石四斗七升

頭 四拾三才

彦左衛門

此反別三反弐畝廿一歩

此訳

下 田 弐畝六歩

> 新 屋 敷 弐畝廿四歩

新下々田 五畝歩

下 畑 弐反弐畝廿一歩

新

外

流 作 畑 九畝九歩

流作芝畑 壱反拾五歩

御領分松ケ崎村紋右衛門娘

大沢主馬様御知行所我孫子村彦右衛門娘

女房 母 三拾五才 六拾九才

男子 仙太郎

是ハ手前ニ罷有候

廿弐才

離別ニ成

娶 廿壱才

〆四人内

弐人男

弐人女 馬壱疋

妻 みで三反二畝ほどである。これに対して、その家族構成は彦右衛門、 甚左衛門家の持高はわづか一石四斗あまりで、反別は下級田畑の 母、二十二歳の息子、二十一才の娘で、馬を一頭所有している。

駄賃馬稼ぎと耕作船

(内田

農家経営が中利根川流域の農村に広範に展開していることと深く関 何らかの農外収入を想定せざるを得ない。そして、彦左衛門家のよ 自立させていたと考えられるのである。 盛況に伴うさまざまな日雇稼ぎに従事することで零細な農家経営を 多くが荷物付け越しに参加し、その他にも付け越しと河岸場集落の 連している。彦左衛門家はじめ〈表2〉中に見られる馬所有農家の には、彦左衛門家のように零細な土地保有の一方で駄馬を所有する タイプまで、その中間にさまざまな形態が存在すると考えられる。 零細経営の主軸をなし、保有地の耕作はそれを補完するにすぎない プから、逆に駄賃馬稼ぎをはじめとするさまざまな日雇取り稼ぎが うな層の中には、駄賃馬稼ぎなどが零細な農家経営を補完するタイ 甚だ困難で、馬を手作り経営に組み込んだものとは見なしがたく、 これを見る限り、同家は保有地耕作のみで経営を自立させることは 貞享年間に始まり享保期にとくに新道新河岸行為が頻発する背景

手賀沼における川船の実態と統制

命じた。これに対して、下総国印旛郡根戸新田を惣代とする手賀沼(5) 船」について川船役所の極印打ちを請け、 天野作治郎は手賀沼付き村々三十九ケ村を廻村し吟味した上、「沼内 享和三年 (一八〇三) 二月、 幕府川船役所手代の岡野利兵衛及び 川船役銀を上納するよう

扱」とされ、 するよう沼役永の上納先である幕府代官滝川小右衛門役所に歎願し 川船役銀を上納しては「二重納」になると主張し、 を上納しているので、 見合う沼役永を幕府に上納すると共に、それぞれの領主あてに船役 具同様之田船」で、「通船」ではないと反論した。そして、 付き村々は、 ととなった。 ることとなったが、沼役永の取扱いは支配代官と川船役所の (一七四三)に「沼役永」が設定された経緯に触れて、 その結果、 手賀沼の小船も川船役所の一定の支配下に置かれるこ 沼内船は 沼内船への極印打ちと川船役銀の上納は当面は免れ 川船役所の命じるように「田船極印」を請け 「稲麦等持運并藻草刈取」に用いる「百姓農 極印打ちを免除 沼内船の数に 寛保三年 「両取

のは、 この船数を「元船」と称した。井沢が沼内の小船を課税単位とした 惣兵衛の時、 などさまざまな用役には小船が不可欠であり、 永が設定された。この沼役永は、 たものであろう。手賀沼付き村々では、寛保三年、 に割り当てられ、船を持たない村は仮に船数を設定して徴収された。 して賦課されるもので、 ところで、この沼内船と沼役永とは、 手賀沼の縁辺部の水田の運搬や田 それまでの「小船運上」が廃止され、 実際に沼で使用する小船を持つ村は船数毎 沼付き村々のさまざまな用役に対 いかなる事情の下に成立し 畑の肥料として藻草の確保 また実態の把握が容 より高率の沼役 幕府代官井沢弥

易であったためであろう。

沼役永は「有船」「空船」の別なく徴収されている。天保四年(一八三三)十月の実数は三艘に減少していた。しかし、例えば、葛飾郡戸張村新田では元船を二十一艘と設定されているが、見合う元船の増減は行われず、沼役永も設定時のまま推移しているが、それにところで、寛保三年以降も沼内船の数は増減しているが、それに

の手質沼水運の状況を見てみよう。ところで、後段で説明するように、幕府川船役所は天明年間からところで、後段で説明するように、幕府川船役所は天明年間からところで、後段で説明するように、幕府川船役所は天明年間から

関東郡代伊奈半重郎に願い出て冥加永を免除されたという。そして、(ミュ) 三十文を上納し、「藻草、 宝暦十年 (一七六〇) の村明細帳によれば、 の間を仕切る堤が完成して利根川からの荷が入津しなくなったため、 で繁栄したとされ、その後、 資輸送を目指す廻船が利根川から手賀沼を経て廻着し、 つとして存続したもようで、 手賀沼の最奥部に位置する戸張村には、 実際は前節で見た瀬戸村のような新道新河岸付け越しルートの 海老、 寛文三年(一六六三)に利根川本流と 宝暦三年には新右衛門ら問屋三軒が 雑子少々ツゝ魚猟」している。 近世初期には江戸への 戸張村では沼役永六百 その取扱

から、 と考えられる。 期の手賀沼水運もこれらの潜在的な既得権を継承して登場したもの 期水運に携わった者の子孫が居住し伝承が残存しており、近世中後 領主である旗本三橋氏の公認を受けるにとどまった。これらの経緯 しかし、 ニ 付、 の「壱人請」を出願し、これに佐平次と伊左衛門も「往古問屋申伝 者が近世初期水運において「駒之口永御運上」を上納していたこと 再編成されるにあたり、河岸問屋側が馬持ち層の完全な掌握を目指 求している。これは、手賀沼水運の再興に伴って戸張河岸の秩序が ツゝ世話役銭」を要求すると共に、問屋の強い監督に従うことを要 であったことを根拠として村内の馬持ち十七人に「馬一疋ニ付、 を由緒として幕府の河岸問屋吟味に応じ、株運上の上納と戸張河岸 したものであろう。ついで、安永二年(一七七三)には藤八という 先規湊之節、 近世中期の戸張河岸には寛文期に終息したと見られる近世初 問屋株相立申度」と主張して便乗するという事件が起こった。 (ミュ) 結局は新右衛門以下四人の者が「船着荷物世話」について 問屋被仰付候由緒」すなわち近世初期水運の際に問屋 、四文

れば、戸張河岸の問屋八右衛門は年貢米、商人米、大豆、酒、小麦りきめを結んでいる。また、文化十三年(一八一六)の荷請帳によ屋三軒との間に、松戸流山までの米大豆荷物の付け越しについて取三年九月、戸張村の儀右衛門をはじめとする馬持十七人は、河岸問では、戸張河岸における物資輸送のありさまを見てみよう。宝暦

れる。

賀沼の小舟に乗船することを勧めたという。 用の障りになっていると幕府に訴えた。それによれば、(含) ほか発作新田、相嶋新田、 や商人荷物に対して、戸張河岸や柏村に近い呼塚新田付近と竹袋村 に旅人を止宿させ、江戸と成田山、 柏村において旅人を相手に居酒屋、 の小船によって旅人や荷物を不正に往来させ、我孫子宿の往還筋御 旛郡発作新田藤左衛門、 村市郎兵衛、相馬郡相嶋新田喜兵衛、 月、我孫子宿名主甚左衛門らは葛飾郡柏村百姓伝次郎、同郡松ケ崎 の交通路の障害とならざるを得なかった。 このような戸張河岸の発展は、 同郡竹袋村伊右衛門らを相手取り、 浅間前新田などのあいだ水上四里半を手 他の新道新河岸行為と同様、 佐原、 煮売屋を営むほか、 同郡浅間前新田与左衛門、 文政九年 (一八二六) 八 銚子方面を往来する旅人 旅篭屋同然 伝次郎らは 手賀沼 既 钔

では伝次郎ほか一名、松ケ崎村では市郎兵衛ら三名、発作新田ほかいることである。この企てに参加し小船を所持していたのは、柏村この争論で注目すべき点は、柏村の側に多数の沼内舟が参加して

ることが分かる。 而船稼キ致し」とあることから、多数の手賀沼の小船が参加してい村)弥七外拾三人ハ銘々小船を致所持、大勢之者共一同申合馴合ニ三ケ村では茂左衛門ら十一名のほか、我孫子宿側の主張によれば「(柏

上納し、平生は藻草刈りや漁業を営んでいたという。しかも、弥七はじめ十三名や発作新田ほか三ケ村の者は沼役永を

とが明らかになった。沼を経由する新道新河岸行為ともいうべき水運をおこなっていたこ沼を経由する新道新河岸行為ともいうべき水運をおこなっていたこを行っていたとされる手賀沼付き村々の耕作船も、宝暦期には手賀このように、寛保年間の沼役永設定によって、藻草刈りや漁業等

近世中後期の川船統制と利根川水運

既存の水陸交通に脅威を与えるまでに成長しつつあった。民層、河川湖沼の耕作船で水運に進出するものなどが広範に発生し、沼には、新河岸取り立てを企てる者、駄賃馬稼ぎに参加する零細農前節までで見てきたように、近世中後期の中利根川筋及び周辺湖

小船把握のための廻村の実施過程を概観しよう。享保期に始まる中利根川流域における幕府川船役所の川船統制施策の展開、とりわけ税を軸とする統制政策を推し進める。次に、この点に関連して、中このような社会情勢に対して、幕府は彼らの実態把握と新たな徴

問屋株設定は、新河岸の一部を公認することで新旧河岸間にある稈 層が展開し、新河岸行為と容易に結び付いてきたことはすでに見た。 存河岸と瀬戸村、 け越しや旅人の茶船への乗船をめぐる布施河岸や木下河岸などの既 利根川筋の河岸場争論の大半は、 の差配の外で活動する川船、 度の均衡をもたらしたが、 は既存河岸の統制外の小船や後背地農村における広範な駄賃馬稼ぎ せるかという新たな政策的課題に直面させるものであった。 河川湖沼の小船をいかに把握し、 水運からの新たな徴税を目指す幕府が断行した明和安永期の河岸 船戸村などの新河岸との対立であり、その背後に 同時にそれは幕府をして公認された河岸 とりわけ耕作船として把握されている 利根川筋から江戸川筋への荷物付 いかに新規の川船役銀を請け負わ

河岸問屋や村役人層を介して小船層の実態を把握することを目指し を実現することは困難であるとの認識に立ち、川筋を実地に廻村し、 この経験から、 川船役所は一片の法令によって包括的な川船統制

たものと考えられる。

以後、 る統制は強化されてゆくのである。 船を含む所働船を摘発し、極印打ちと役銀徴収の強化を行う一方、 名主などの地方支配機構を通じての船大工を把握することであった。 る統制に着手している。その内容は、丹治氏によれば そして、寛政五年(一七九三)には、上利根川筋の所働船に対す 寛政末年から文化文政期にかけて、上利根川筋所働船に対す 漁船や耕作

享和三年には岡野らが手賀沼付き村々に対し「沼内船」の極印打ち 郡花野井村でも「流作場刈揚農船」の所在を申告している。ついで(32) ても川船統制に乗り出す。 と川船役銀の徴収を命じたことは前節に述べた。 (「河下仕間敷」)するとした。このとき、布施河岸に近い下総国葛飾 下付するとともに、この年貢を上納できないものは川筋稼ぎを禁止 の有無を質した上、これに対する年貢の上納を命じ、「腰札焼印」を 下総国相馬郡小堀河岸に出役し、周辺村々に対して「川下ケ小船_ 船役所は、 上利根川筋所働船についで、中下利根川流筋におい 寛政九年三月、 川船元〆岡野利兵衛らは

どのような川船把握を行ったか、 その後、 中下利根川筋及び霞ヶ浦方面におい その後の経過はいまだあきらかで て、 幕府川 船役所が

> が、一 連の川船統制がほぼ完成したと思われる天保期の状況を、

ない

つぎに見てみよう。

(史料五) 天保九年八月「廃船につき一札

差出申一札之事

候共、 立合、 通り渡世仕候趣被成御聞、 のより右船壱艘買求、 ひ、船形ニ而者差置申間敷候、万一河船御役所御尋も御座候ハ、貴殿 所江願出 無拠居村下 江 繁置候処、此度河筋風聞ニ者無極印ニ而去年中より河 私儀農業之間船渡世仕来り候而、 全以右船之儀者河稼難相成、右船ニ付早速解船いたし、下水板薪等用 万一其儘差置、 御屋敷付御渡を以□□□□立可被下候、(虫型) 言之申分無御座候、 御極印奉請、 河通り渡世為致候ハ、村役人方江何様ニ被申立 河筋渡世可致存候処、 御差当ニ付、 依之私村方役元江御通立、早々河舟御役 依而一札差出申処如件 去酉八月中常州高崎村半助と申も 役元より小屋敷と申付愁候処 破損所多く用立不申 前書之通相違無御

天保九戌年八月

←総国香取郡 ・総国香取郡

茂 助印

名主代

兵 衛印

組 頭

木下河岸

問屋 七郎左衛門殿

(印西町竹袋)吉岡重弘家文書)

この事例から、木下河岸の問屋七郎右衛門が、他の河岸場の川船のに、この船の解体処分を決意し、木下河岸間屋七郎右衛門にじたので、この船の解体処分を決意し、木下河岸間屋七郎右衛門にじたので、この船の解体処分を決意し、木下河岸間屋七郎右衛門にじたので、この船の解体処分を決意し、木下河岸間屋七郎右衛門になお、高崎村は霞ヶ浦高浜入りの最奥部にある常陸国新治郡高浜河岸に隣接する河岸場で水戸藩領に属し、高浜河岸と共に繁栄していた。 (3) 岸に隣接する河岸場で水戸藩領に属し、高浜河岸と共に繁栄していた。 (3) に対しているとの風間が生物に隣接する河岸場で水戸藩領に属し、高浜河岸と共に繁栄していた。 (3) に対しているとの風間が生物に、高崎村の半助という者から川船を連)で農間船渡世を営む茂助は、高崎村の半助という者から川船を連りでは、大下河岸の問屋七郎右衛門が、他の河岸場の川船のに、大下河岸の問屋七郎右衛門が、他の河岸場の川船のに、大下河岸の問屋七郎右衛門が、他の河岸場の川船のに、大下河岸の問屋七郎右衛門が、他の河岸場の川船のに、大田の東には、大田の東に、大田の東に、大田の東に、大田の河岸場の川船のに、大田の東に、大田の河岸場の川船の川船のでは、大田の東に、大田の河岸場の川船の河岸場の川船の河岸場の川船の河岸場の川船の河岸場の川船の河岸場の川船の河岸場の川船の川船の東端の川路の川路の川船の川路の東は、大田の東に、大田の河岸の河岸場の川船の河岸場の川船の河岸場の川路の川路の河岸場の川路の河岸に、大田の河岸場の川路の川路の河岸場の川路の河岸場の川路の河岸場の川路の河岸場の川路の東に、大田の河岸が、大田の町が、大田の河岸が、大田の町が、大田の河岸が、大田の町が、大田の河に、大田の町が、大田が、大田の河が、大田の町が、田の町が、大田の町が、大田の町が、大田の町が、大田の町が、大田の町が、大田の町が、大田の町が、大田の町が、大田の町が、大田の町が、

川船役所は天保五年十月に彼らに褒美として銭三貫文から拾貫文をその際に、木下河岸の問屋武助らは「場所案内御用」を勤めており、施し、その対象として「耕作船其外」と明確に掲げている。そしてまた、川船役所は文政十三年(一八三〇)に川船改めの廻村を実

増減をも中間的に管理していることが判明する。

与えている。

4六〉 天保五年十月「川船御役所より船改出役骨折候ニ付御褒

美被下候事」

一銭拾貫文

其方儀、耕作船其外下利根川筋船之儀心附付船改廻村案内等格別骨

木下河岸下総国竹袋村

助

午十月

折候ニ付、

褒美として被下之

(印西町竹袋

吉岡重弘家文書(35)

であった。村源助、常陸国鹿嶋郡大舟津村作右衛門、下総国海上郡荒野村庄助村源助、常陸国鹿嶋郡大舟津村作右衛門、下総国相馬郡川原代衛門、同じく万蔵、木下河岸の問屋壮左衛門、下総国相馬郡川原代このとき、武助とともに褒美を授けられたのは、武助の手代喜左

やすい立地であった。大舟津村は、鹿嶋社参詣に関連して多数の茶郡川原代村には道仙田河岸があり、小貝川筋及び牛久沼等を把握しよいことが挙げられる。また、木下河岸は茶船稼ぎをめぐる抜船対よいことが挙げられる。また、木下河岸は茶船稼ぎをめぐる抜船対はして番船を配置して警戒にあたっている。つぎに、下総国相馬がとして番船を配置して警戒にあたっている。つぎに、下総国相馬がとして番船を配置して警戒にあたっている。つぎに、下総国相馬がよりでは、大下河岸は茶船を連ばするが、大舟津村は、鹿嶋社参詣に関連して多数の茶地が、下利根川筋全域の耕作船をですい立地であった。大舟津村は、鹿嶋社参詣に関連して多数の茶港としている。

利点もあった。 役所による川船統制の一端に組み込まれることによって、 船が寄港する河岸であると同時に、 を背景に他河岸や統制外の川船にたいする影響力を強化するという ことを目指したのである。 日常的な川船に対する影響力を利用し、より確実に川船を把握する のを選び、 川船役所は中下利根川筋の河岸のうち川船を把握しやすい立地のも る位置にある。 その河岸問屋を川船調査の案内者とすることで、 また、荒野村は銚子の中心部にあった。このように、 一方、 案内にたった河岸問屋側も、 鰐川狭隘部に面して北浦を扼す その権威 彼らの 川船

おわりに

戸川間の付け越し稼ぎに留まらず、 が、 落構造に立ち入って考察を加えるべきであり、 駄賃馬稼ぎへの進出が見られた。この点は川名氏も指摘されている 今後に残された課題を明らかにすることを図ったものである。 世中後期の水運について、川名氏、丹治氏ら先学の業績に学びつつ、 には後背地農村 再説すれば、 本稿は、 今後の課題としては、このような駄賃馬稼ぎ層を生みだした村 「香取の海」地域の形成の核となる水上交通、 中利根川筋において新道新河岸行為が頻発する背景 (主に葛飾郡、 相馬郡) ひろく常総地域にまたがる問題 における零細農民の広範な 地域的にも利根川江 とりわけ近

と考えている。

既存河岸の河岸問屋をその支配体制の末端に組み込んでいることをとに進出し、そのことが既存の河岸や宿駅にとって重大な障害となりつつあることを、従来注目されることが少なかった手質沼と沼内舟で検討した。今後は湖沼及び小河川の小船の動向も、村方文書に立ち入って明らかにする必要がある。
これに対して、丹治氏が明らかにされたように、幕府川船役所は京政期以降耕作船を含む川船の把握と役銀徴収を推し進めており、中利根川筋でも湖沼の耕作船を含めた統制が試みられ、天保期には中利根川筋でも湖沼の耕作船を含めた統制が試みられ、天保期には中利根川筋でも湖沼の耕作船を含めた統制が試みられ、天保期には中利根川筋でも湖沼の耕作船を含めた統制が試みられ、天保期には中利根川筋でも湖沼の耕作船を含めた統制が試みられ、天保期には中利根川筋でも湖沼の耕作船を含めた統制が試みられ、天保期には中利根川筋でも湖沼の耕作船を含めた統制が試みられ、天保期には中利根川筋でも湖沼の耕作船を含めた統制が試みられ、天保期には東京では、中利根川筋及び流域の湖沼でも、陸上輸送と同様に、平

重要な研究課題となると考えている。 な変遷をたどるのかなどを明らかにすることが、 市場の形成と利根運河の開通 中後期の交通変革 ら発生し、どのような民俗世界や信仰に生きたのか、さらには明治 かれら零細な運輸事業者が当該地域の村落のどのような構造変化か できるのかを村落の側から検討することである。言いかえるならば 馬稼ぎ層や水運に進出する耕作船などがいかなる歴史的存在と規定 今後残された課題は、 (内国通運などによる河岸問屋の再編、 近世中後期の水運史の展開の核となる駄賃 鉄道網の発達など)以降、 そのことと後背地農村の社会 近世水運史研究の どのよう 近代国内

明らかにした。

岸場という意識上の制約から開放しうるのではないか。情勢を結び付けて理解することによって、近世水運史研究を川と河

近世中後期の水運史をめぐる新たな研究状況を考えるとき、限られた河岸間屋史料の範囲を越えて、新たな研究視角が生まれつつあなと言えよう。その一つが林基氏、渡辺英夫氏らによる近世海運開類連事象を水運を軸に再構成するもので、いづれもトータルな歴史関連事象を水運を軸に再構成するもので、いづれもトータルな歴史像を描きうる方法として水運史研究を評価する視点に立っていると像を描きうる方法として水運史研究を評価する視点に立っているとのえよう。

お礼申し上げます。の諸先生方、交通史研究会及び史料を御提供くださった方々に厚くの諸先生方、交通史研究会及び史料を御提供くださった方々に厚くった岩崎宏之、桜井明、中島義一、増田廣實、山本光正、渡辺英夫最後に、川名登、丹治健蔵両先学はじめ貴重な御指導御助言を賜

±

- 学研究』第二二九号、一九五九)(1) 中井信彦「近世封建社会における商品流通史研究の課題」(『歴史
- (『歴史評論』第一一号、一九五九)、川名登「関東における河岸問屋辺における商品流通の諸段階-新河岸川舟運の展開をめぐって-」の展開」(『歴史学研究』二一九号、一九五八)、兒玉彰三郎「江戸周巻第一号、一九五一)、伊東好一「南関東畑作地帯における商品流通では渡辺一郎「近世における北関東の商品流通」(『歴史評論』第五2) 古島敏雄『信州中馬の研究』(一九四四)の影響の下に、戦後関東

- 証的にも重要な業績が公表された。として-」(『史苑』第二六巻第一号、一九六五)など方法的にも実「河川運輸による江戸地廻り経済の展開-享保・明和期の分析を対象株の成立」(『地方史研究』第六二・六三合併号、一九六三)、田畑勉
- 川流域の生活と文化について検討している。形市)でも「流域の地方史」をテーマとし、最上川を素材として河形市)でも「流域の地方史」をテーマとし、最上川を素材として河地方史研究協議会は、かつて第三四回大会(昭和五八年十月、山
- など 世常陸水運史の史料的基礎」、渡辺英夫「水運史に占める潮来の位置」(5) 志田諄一「古代の霞ヶ浦」、 平田満男「霞ヶ浦と江戸崎」、 林基「近
- (6) 『交通史研究』第二三号所収の各論文を参照されたい。
- による。なお、同村の南縁には利根運河(明治二十三年六月開通)(7) 野田市瀬戸 岡田一男家文書及び『日本地名大辞典十二 千葉県

の船戸閘門が設置される。

- 下) 藤酉子家文書、『柏市史資料編六 布施村関係文書(下)』七六頁以藤酉子家文書、『柏市史資料編六 布施村関係文書(下)』七六頁以(8) 享保五年「三ツ堀村新河岸取立ニ付境通故障一件」(柏市布施、後
- 文書(下)』八五頁以下) 一件」(柏市布施、後藤酉子家文書、『柏市史資料編六 布施村関係(9) 享保六年「布施、木野崎両村と瀬戸村河岸出入に境通六ケ宿追訴
- (10) 史料一、二の出典は(8)に同じ。
- 『流山市史資料編近世一』五六頁以下)

 1) 寛保元年六月「東深井村郷差出帳」(流山市東深井 渡辺潔家文書

駄賃馬稼ぎと耕作船

(内田

- 家文書上』一九頁以下) 年増減書上帳」(柏市花野井 吉田俊二家文書、『柏市史資料編七諸(12) 寛保元年六月「下総国葛飾郡小金領之内花野井村郷差出并文化六
- 書、『柏市史資料編七 諸家文書上』二四八頁以下)(13) 宝暦七年二月「高田村百姓暮方書上ケ帳」(柏市高田 山崎要家文
- 6) 予台氏前曷書育三章育二節「窓州市毎可量り落元いを寸前勿」 子家文書、『柏市史資料編六』布施村関係文書(下)』一八六頁以下) ら四人新河岸取立願ニ付布施河岸故障申立一件」(柏市布施 後藤酉・県立歴史館所蔵、茨城県境町小松原康之助家文書)、同年「銚子之者15) 天明元年六月「御益金差上荷物付越願ニ付宿々御糺一件控」(茨城
- (16) 丹治氏前掲書第三章第二節「総州布施河岸の盛況と陸付荷物」
- 市史資料編三 大室村関係文書』一九八頁以下)(17) 貞享四年「河岸出入一件裁許状」(柏市大室 岡田一男家文書、『柏
- 郎家文書、『柏市史資料編三 大室村関係文書』八一頁以下)18) 天明六年「下総国葛飾郡大室村五人組御改帳」(柏市大室豊島小一
- 幻) 天保四年「手賀沼内川船改一件留」、柏市戸張(浜嶋照佳家文書、武家文書、『柏市史資料編八(諸家文書下』一七七頁以下)2) 享和三年「手賀沼内船年貢免除願書」(我孫子市根戸新田(飯泉茂
- 照佳家文書、『柏市史資料編八 諸家文書下』二九七頁以下)3) 文化三年「河岸荷物取扱ノ儀ニ付問屋取極証文」(柏市戸張 浜嶋『柏市史資料編八 諸家文書下』三〇〇頁以下)。
- 『柏市史資料編八 諸家文書下』二七〇頁)3) 宝暦十年「戸張村々鑑明細改書上帳」(柏市戸張 浜嶋照佳家文書、
- 家文書、『柏市史資料編八 諸家文書下』二九六頁以下)24) 安永二年「新規河岸問屋渡世ニ付取替証文」(柏市戸張 浜嶋照佳
- 照佳家文書、『柏市史 資料編八 諸家文書下』 二九七頁) 以,文化三年「河岸荷物取扱之儀ニ付問屋取極証文」(柏市戸張 浜嶋
- 4) (22)に同じ。

- 『柏市史資料編八 諸家文書下』二九八頁)(27) 文化十三年「諸荷物受取并津出覚帳」(柏市戸張 浜嶋照佳家文書)
- 袋 吉岡重弘家文書、『印西町史史料集近世編二』二四〇頁以下)八頁以下)、年不明「手賀沼小舟一件の済口証文その他」(印西町竹孫子市本町 小熊勝夫家文書、『柏市史資料編七 諸家文書上』四一(38) 文政九年「柏村伝次郎等居酒屋渡世并船稼ニ付我孫子宿訴状」(我
- 沼水運について考察した。 開」の成果を参考に、中利根川筋の木下河岸と前節で紹介した手賀) 以下では、丹治氏前掲書第八章「関東における川船支配政策の展
- 七百八十三頁)(30) 「浚明院殿御実紀」巻五十三、(『新訂増補国史大系』第四十七巻)
- 策の展開」(31) 丹治氏前掲書、第八章第二節「宝暦・天明期における川船統制政
- 書、『柏市史資料編七 諸家文書上』四七頁以下)(32) 寛政十年「川船年貢出銭取極連判状」(柏市花野井 吉田俊二家文
- (33) 『印西町史史料集近世二』三六六頁所収
- 浜河岸と霞ヶ浦水運」(昭和六十年三月、内田担当部分)(34) 石岡市史編さん委員会『石岡市史下巻 通史編』第12編第四章「高
- 西町史編さん委員会『印西町史史料集近世編一』五四四頁以下)出役骨折候ニ付御褒美被下候事」、印西町竹袋(吉岡重弘家文書(印(35) 「諸書附類并旧記書抜(信之巻」九拾三番「川船御役所より船改
- 案内として利用している。(36) (29)によれば、上利根川筋でも廻村の際に河岸問屋や村役人層を
- 文書・東茨城郡茨城町木野内家文書目録』一九九二年三月)文書・東茨城郡茨城町木野内家文書目録』一九九二年三月)ば、高橋実氏は常陸国久慈郡那珂郡からの鮮魚荷物の江戸継送に関(37) 川名前掲書第三章第三節「関東における河岸問屋株の成立」。例え
- 『北日本中世史の研究』所収)など一連の業績を参照されたい。学』第二十号)、渡辺英夫「近世水運史上の潮来の位置」(羽下徳彦、林基「近世初期江戸奥羽間内陸舟運路の開発について」(『専修史

(付記)本論の中で関説することを得なかったが、近世中後期の水運史に付記)本論の中で関説することを得なかったが、近世中後期の水運史に付記)本論の中で関説することを得なかったが、近世中後期の水運史に付記)本論の中で関説することを得なかったが、近世中接に立いた。/井奥成彦「幕末における小河岸が衰退したことを明らかにさい、幕末期には地域市場が発展しそれに呼応して小河岸が生成発展い、幕末期には地域市場が発展しそれに呼応して小河岸が生成発展い、幕末期には地域市場が発展しそれに呼応して小河岸が生成発展い、幕末期には地域市場が発展しての江戸の地位が相対的に低したこと、これに対して、輸送先としての江戸の地位が相対的に低した。/井奥成彦「幕末における小河岸形成の意義 - 常州大林村の研究がある。井奥氏によれば、既成の特権的河岸を事例とする考察を行い、幕末期には地域市場が発展している。